

平成18年9月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成18年9月21日～22日

場 所 第2委員会室

平成18年9月21日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成18年度宮崎県一般会計補正
予算（第1号）

○議案第28号 議会の議員の給与等に関する条
例等の一部を改正する条例

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・県内大学等の状況について
- ・宮崎県ホームページへの広告掲載の試行につ
いて
- ・平成17年国勢調査第1次基本集計結果につい
て
- ・平成18年度学校基本調査速報概要について
- ・新たな財政改革推進計画の基本的な考え方
について
- ・平成18年台風13号による被災状況について

出席委員（8人）

委 員 長	萩 原 耕 三
副 委 員 長	満 行 潤 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	米 良 政 美
委 員	坂 元 裕 一
委 員	由 利 英 治
委 員	野 辺 修 光
委 員	新 見 昌 安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策本部

総合政策本部長	野 中 憲 二
総合政策本部次長	宮 本 尊
部参事兼総合政策課長	渡 邊 亮 一
部参事兼秘書広報課長	吉 瀬 和 明
統計調査課長	山 田 敏 代
広報企画監	高 藤 和 洋

総 務 部

総 務 部 長	河 野 俊 嗣
総 務 部 次 長	丸 山 文 民
（総務・職員担当）	
総 務 部 次 長	長 友 秀 隆
（財 務 担 当）	
危 機 管 理 局 長	佐 藤 勝 士
部参事兼総務課長	米 良 剛
部参事兼人事課長	稲 用 博 美
行政経営課長	米 原 隆 夫
職員厚生課長	鈴 木 高
財 政 課 長	和 田 雅 晴
税 務 課 長	萩 原 俊 元
危 機 管 理 室 長	日 高 昭 二
消 防 保 安 室 長	押 川 利 孝

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉 藤 安 彦
議事課主任主事	古 谷 信 人

○萩原委員長 ただいまから総務政策常任委員
会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程でございますが、
今回、議案及び報告事項がない部局については
待機ということに考えております。日程案につ
きましては、お手元に配付のとおりであります
が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のために暫時休憩をいたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

総合政策本部関連で本委員会に付託されました議案等はありません。そのほかの報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○野中総合政策本部長 おはようございます。それでは、総合政策本部の報告事項につきまして御説明を申し上げます。

お手元にお配りしております常任委員会の説明資料でございますが、表紙をめくっていただきまして、裏側に目次をつけております。本日御説明申し上げますその他報告事項が4件でございます。

まず、1番目の県内大学等の状況についてでございますが、これは、先般、南九州大学高鍋キャンパスの都城移転計画につきまして、南九州学園と都城市から発表されたわけでございますが、本日は、県で報告を聞いております範囲で、その計画内容等について御説明申し上げますとともに、県内の大学等全般の概要につきまして御説明を申し上げます。

なお、南九州大学の高鍋キャンパスにつきましては、昨日の本会議でも知事が答弁をいたしましたように、今回の移転計画が実施されますと、大学が転出することになる地元にとりまして、地域の将来に大変大きな影響が出てくるというふうに考えております。今後大学が移転ということが決定した場合には、その後の地元地

域振興策につきまして十分に配慮してまいりたいと考えております。

次に、2番目の宮崎県ホームページへの広告掲載の試行についてでございます。これは、県内企業のPRですとか、県産品の販売、それから観光振興、こういった地域経済の活性化に寄与するというを目的にいたしまして、県のホームページに12月から試験的に広告を掲載してみようということにしたところでございます。後ほど内容を御説明申し上げます。

それから、3番目でございますが、平成17年の国勢調査の第1次基本集計結果についてでございます。第1次の基本集計結果につきまして先月末に総務省から公表されましたので、その概要を説明いたしますが、今回の結果からは、人口減少でありますとか、少子高齢化が一段と進行したこと、また、宮崎市、都城市といった都市部への人口集中が進む一方で、山間部の人口減少が引き続き進行しているというような状況が明らかになったところでございます。

それから、最後に、4番目の平成18年度の学校基本調査速報概要でございますが、これにつきましても、先月、文部科学省から公表されましたので、本日その概要について御報告を申し上げたいと存じます。

いずれも、詳細につきまして担当課長から説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。私からは以上でございます。

○渡邊総合政策課長 それでは、南九州大学高鍋キャンパスの移転計画等について御報告いたします。

委員会資料の1ページでございます。

そこに、南九州大学の概要を記載しております。(1)でございますが、面積約30ヘクタール、学生数が711名、教職員67名、そして、主な施設

としまして、そこにありますように、校舎、図書館、温室、体育館、そういうものを擁している大学でございます。

それで、今回の移転の理由でございますが、大学当局から直接お聞きしたところでは、(2)に記載していますように、大学側は、まず、高鍋キャンパスの問題点を掲げております。それは、1つには、現在のキャンパスが丘陵地にあるという地形上の問題でございます。これにつきましては、大学からの説明としましては、交通アクセスが不便であること、そして、人目に触れにくいことから大学の認知度が高まらないなどと説明をいたしております。また、2つ目には、大学全入時代を迎えるに当たりましての現在地の社会的環境上の問題を挙げております。これは、高鍋では域内人口が少ない。地元からの入学志願者確保に限界がある。そして、これまで校舎建築など魅力向上を図ってきたわけですが、これ以上の投資は困難である。このような理由から、域内人口の大きく、インフラの充実した都市部へ移転を選択したいということで説明をしております。

そこで、それでは、なぜ都城を選択したかといいますと、②にありますように、都城は、人口17万の都市でありながら大学空白地帯である。学生の確保に有利であるということで説明しております。そして、地域の大学設置に対する要望が非常に大きい。市も大学誘致を重要な施策としている。そして、このことは今後地域との強力な連携により、大学、市、双方の発展につながるというふうに説明をしています。

次に、(3)に移転計画の内容でございますが、21年度を目途に一括移転を計画しております。また、産業経営大学都城キャンパス跡地をベースに、新たに整備拡充することとしており

まして、そして、将来、新たな学部学科を新設して経営改善を図るというふうに説明しております。

次に、(4)に今後の学生への対応を記載しております。大学側によりますと、まず、次年度以降の入学生には移転を了解した上で入学してもらおうと説明しております。そして、在学中に移転することとなる18年度の入学生、彼らは21年度は4年生になるわけですが、彼らには引っ越し費用等を補償するとのことございました。そして、それでもなお多数が高鍋キャンパスに残るということを希望した場合は、18年度入学生の卒業まで高鍋キャンパスを存続させるということも想定しているとの説明ございました。

次に、高鍋キャンパスの跡地についての対応でございますが、(5)にありますように、跡地の利活用については、今後、南九州大学は、教職員やOB、高鍋町など関係者の意見を踏まえて検討するとのことございました。

移転の計画については以上のおりでございますが、次の2ページ、3ページに県内の大学の状況についてまとめております。御説明いたします。

2ページの県内の4年制大学、短大の概要でございます。4年制大学でございますが、この表にありますように、国立が宮崎大学の1つ、それから、公立大学が、県立看護大と宮崎公立大学の2つ、そして私立が、中ほどにありますが、南九州大学以下4つ、そして、2年制の短期大学、これが南九州短期大学以下3つでございます。したがって、4年制大学が7つありまして、短大が3つでありますので、県内10校ということになります。

全体の入学定員であります。一番下の方に

書いておりますが、全体で3,075名であります。そして、4年制大学は、上の方に網かけしておりますが、2,485名でございます。なお、括弧内は大学院、専攻科の定数でございます、外数でございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思っております。(1)に県内大学・短大の在学者を記載しております。それぞれ収容定員、学生数、充足数を記載しておりますが、充足数のところを見ていただきますと、大学全体で102.1%であります。私立大学4年制のところを見ていただきますと93.6%、それから、短大が95.8%で、収容員を私立は下回っているという状況が見えます。

次に、(2)の県内大学の入学者でございますが、先ほど言いましたように、全体で定員3,075でございますが、2,967名の96.5%と入学者はなっています。そのうち4年制の私立大学が、真ん中ぐらいにありますけれども、4大学9学部と書いてありますが、88.9%、それから、短大が92.4%となっているところでありまして、私立が定員を割っている状況がこれを見てわかると思っております。

次に、(3)に県内大学などへの進学状況をまとめております。そこには14年度から過去5年間記載しております。14、15、16、17、18でございますが、これを見ていただきますと、大体県内で5,600人前後大学に進学している状況がわかります。そのうち、県内の大学に進学した者、18年度の進学率の欄を見ていただきますと、下の方でございますが、28.5%となっております。14年度以降各年度を見ていただきますとわかりますように、年々県内大学への進学率が若干でございますが、伸びてきております。

なお、下に参考までに九州各県の進学率の状況をまとめております。大学などへの進学率、

そこにありますように、九州で宮崎は7番目でございます。

大学関係の説明は以上でございます。

○高藤広報企画監 資料の4ページをお開きいただきたいと思います。宮崎県ホームページへの広告掲載の試行についてであります。

県のホームページは、平成8年12月に開設したものであります。1の県ホームページの概要にありますように、現在、約8,500ページの県政情報を掲載しております。総アクセス数は月平均で約77万件、1日平均で約2万5,000件のアクセス数となっております。ホームページは、県内のみならず、全国に広く情報を発信することができる重要な広報媒体の一つとなっております。今回、このようなホームページの特性を生かしまして、県ホームページ上に広告を掲載しようと考えているところです。

広告掲載の目的は、2の広告(試行)の概要の(1)目的にありますように、2つございます。1つ目は、県内外に向けて広くPRができるというホームページの特性を生かしまして、県内企業等にバナー広告を掲載する機会を提供することにより、県産品の販売促進や観光振興など地域経済の活性化に寄与するという事です。また、広告掲載を通じまして本県のイメージアップを図ることができればと思っております。

2点目は、厳しい県の財政状況を踏まえまして、ホームページを広告媒体として有効に活用することによりまして、歳入の確保に寄与するとともに、少しでも歳入確保の姿勢をあらわしたいと考えております。

また、(2)の広告の仕様にありますように、広告の種類はバナー広告を考えております。バナー広告とは、インターネットのホームページ

上に表示される帯状の広告のことです。これをクリックしますと広告主のホームページに移動すると。そして、より詳しい情報を見ることができるというものです。

広告は、県のホームページのトップページの右上の方に3枠掲載することとしております。広告掲載料は、他県の状況などを考慮しまして、1枠当たり1カ月5万円を考えております。

右のページをごらんください。広告掲載のイメージでございます。右上の方にバナー広告を3枠考えております。

それでは、また左側のページにお戻りいただきまして、掲載に当たりましては、(3)掲載する広告の範囲にありますように、県ホームページとしての公共性や品位、信頼性を損なうことがないよう一定の基準を設けまして、事前に広告内容等についての十分な審査を行ってまいりたいと考えております。また、今回の広告掲載の試行期間は、12月から来年3月までの4カ月間を考えておりまして、10月中旬から広告主を募集しまして、12月1日からの掲載を考えております。なお、すべての月の広告枠が埋まった場合には、今年度の歳入額は60万円と見込んでおります。

次年度以降につきましては、3にありますように、今回の試行の結果を見て今後の取り組みを検討する予定でございます。

最後に、他県の状況でございますが、4にありますように、このようにバナー広告を掲載しておりますのは17府県でございます。九州では福岡県に次いで2番目となります。なお、県内の市町村で実施しているところはございません。

秘書広報課からは以上でございます。

○山田統計調査課長 統計調査課の方から、主な調査結果を2件ほど御報告させていただきま

す。

委員会資料の7ページをごらんください。

最初に、平成17年国勢調査の第1次基本集計結果についてでございます。

まず、調査の概要をごらんください。この調査は、国内の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国や地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得るために、平成17年10月1日現在で、国内に住んでいるすべての人を対象に調査したものでございます。今回御説明いたしますのは第1次基本集計に関するもので、8月31日に公表されたものでございます。

それでは、1、総人口をごらんください。表1にありますとおり、平成17年の本県の人口は115万3,042人で、前回調査の平成12年より1万6,965人、率にして1.45%減少しました。そのうち、男性は54万2,113人、女性は61万929人となっており、女性100人に対する男性の数であります性比は88.7となっております。下の図1に昭和10年からの人口の推移をお示ししております。本県の人口は、平成7年をピークに緩やかな減少傾向にあります。また、年齢3区分で見ますと、65歳以上の老年人口は増加傾向、ゼロから14歳の年少人口は減少傾向が続いております。

次に、8ページの2、年齢別人口をごらんください。表2にありますとおり、平成17年のゼロから14歳の年少人口は16万9,075人で、総人口に占める割合は14.7%となっております。一方、65歳以上の老年人口は27万586人で、その割合は23.5%となっており、特に75歳以上の人口は初めて今回10%を超えました。下の図2にありますとおり、ゼロから14歳の年少人口の割合は今回過去最低、65歳以上の老年人口の割合は過去最高となっております。

次に、右のページの3、配偶関係をごらんください。表3にありますとおり、男女別15歳以上の人口を配偶関係別に見ますと、右側の割合の欄で、平成17年の男性は未婚率26.8%、有配偶率64.8%となっております。女性は未婚率20.6%、有配偶率56.1%となっております。下の図3にありますとおり、未婚率について、25歳から44歳までの各5歳階級で見えますと、男女ともに各階級とも平成12年と比べて上昇をしております。

次に、10ページの4、世帯と人員をごらんください。表4にありますとおり、平成17年の総世帯数は45万1,208世帯で、そのうち、寄宿舍や社会施設等を除いた一般世帯は44万9,269世帯となっております。一般世帯の1世帯当たりの人員は2.5人で、下の図の折れ線グラフのとおり、減少傾向が続いております。

次に、右側のページをごらんください。(2)65歳以上親族のいる一般世帯についてでございます。表5にありますとおり、平成17年の65歳以上親族のいる一般世帯は17万7,239世帯で、一般世帯に占める割合は、右側の括弧書きのところでございますが、39.5%と約4割ほどとなっております。そのうち、高齢夫婦世帯は5万4,785世帯、高齢単身世帯は4万7,402世帯で、下の図5にありますとおり、昭和60年に比べると平成17年は倍以上となっております。

次に、5、市町村別人口であります。表6にありますとおり、人口の増加した市町村は宮崎市を初め4市町で、増加率では三股町の2.0%が最高となっております。一方、減少したのは延岡市初め40市町村で、諸塚村、西米良村、南郷村で減少率が10%を超えています。

12ページをお開き願います。左側の12ページには各市町村別の人口の推移、右の13ページに

は市町村別の年齢3区分別人口を掲載しております。この13ページの表の右から2行目、65歳以上の割合を見ますと、約半数の市町村が30%を超えています。西米良村、南郷村、北郷村の3村で40%を超えており、また、その右の75歳以上人口では、西米良村、南郷村、西郷村、北郷村、日之影町の5町村で20%を超えるなど、特に山間部における高齢化が進行をしております。

国勢調査については以上でございます。

次に、資料の14ページをごらんください。続いて、平成18年度学校基本調査速報の概要について御説明をさせていただきます。

この調査は、学校教育行政に必要な基本的事項を明らかにするため、平成18年5月1日現在で、県内にある国・公・私立の小学校、中学校、高等学校等685校を調査したものでございます。

それでは、1、児童・生徒数をごらんください。表1にありますとおり、平成18年の本県の小学校の児童数は7万96人で前年より1.4%減少し、右側にありますように23年連続の減少で過去最低、中学校の生徒数は3万6,430人で前年より1.5%減少し、19年連続の減少で過去最低、高等学校の生徒数は3万7,265人で前年より4.1%減少し、16年連続の減少となっております。小・中の児童生徒数はすべて減少しております。

下の図1に、昭和27年からの推移をお示ししております。一番上の折れ線グラフの小学校の児童数は、昭和34年をピークに減少し、第2次ベビーブームで一時増加に転じましたが、昭和58年以降、減少傾向が続いており、平成18年の児童数は昭和34年の36%にまで減少をしております。真ん中の中学校も同様で、平成18年はピークの昭和37年の36%にまで減少しております。

次に、右側のページの2、卒業後の状況を

らんください。

最初に、(1) 中学校卒業生についてですが、表2にありますとおり、平成18年3月の本県の卒業生は1万2,470人で、前年より4.2%減少し、高等学校等への進学率は97.8%、就職率は0.7%となっております。

次に、(2) 高等学校卒業生については、表3にありますとおり、平成18年3月の本県の卒業生は1万2,520人で、前年より5.2%減少しております。そのうち、大学等進学者は5,131人、就職者は3,963人となっております。大学等進学率は41.0%となり、本県としては初の40%台となっております。また、就職率は31.7%となり、全国1位となっております。県内就職率は58.8%と、やや低下しております。

次に、16ページをごらんください。高等学校卒業生の県内就職率の推移を九州各県別に示しております。表4にありますとおり、県内就職率が最も高いのは福岡県で80.6%、以下、大分県、熊本県、沖縄県の順となっており、本県は5番目の58.8%となっております。

右の17ページには、本県高校卒業生の県外就職先の推移をお示ししております。表の右側、平成18年3月卒業生の県外就職者は1,634人で、そのうち最も多かったのは愛知県の371名で、5年ぶりにトップとなっております。次いで、東京都、大阪府、福岡県の順となっております。表の下の方にありますとおり、最近の上位4都府県の県外就職者総数に占める割合は6割以上となっております。

次に、18ページの3、長期欠席者数をごらんください。表6にありますとおり、平成17年度の小学校の長期欠席者数は373人で、うち不登校者は110人で、不登校率0.15%となり、5年連続全国最小となっております。中学校の長期欠席

者数は955人で、うち不登校者数は720人で、不登校率は1.95%となり、全国で2番目に低い率となっております。

最後に、4、教員数をごらんください。表7にありますとおり、本県の教員数は、小学校、高等学校で減少しておりますが、中学校でわずかに増加しております。備考欄にありますとおり、教員のうち、女性の占める割合はそれぞれわずかに上昇をしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○萩原委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○米良委員 後学のために教えていただきたいと思うんですが、高鍋の大学のキャンパスの移転の問題ですが、既に高鍋町あたりの動きを見ていますと、非常に感情的なものに走り過ぎる嫌いがあるわけですが、これは大学側が決めることでどうにもならんのかなというのが一つ考えられるんですが、私どもずっと見ておりましたけれども、本当に環境上、目に映らんのですね、あそこは。前からそれは指摘というか問題点があったような気がするんですけども、高鍋町あたりが、県がどこまで介入したのかとかということが載っていましたが、余り不利になるようなことを標榜しますと、私はかえって批判的に県が不利な立場になるようなことがあってはいかんと思うんですよ。例えば、県議会でもありましたよね、跡地については県が考えるんだとかいうようなことが出ておりましたけれども、時期的にそういうものが先行しますと、いかにも県と大学側の方が話しされておったんじゃないかなとか、高鍋町あたりがそういうことを思ってきますと、かえって県がそういう不利になるようなことになるんじゃないかと

いう気がしてならんものですから、そうでありますしても、これから跡地については県が考えるということであっても、時期的に余りやりますと、私は余りいい感じは持たんと思うんですけども。

もう一つは、いつの時期にどういう形態の跡地の利用を考えていくのかなということも考えるわけですけども、早くからそういうことを打ち出しますと、高鍋町にとりましても余り私はいい印象を与えんと思うんですけど、そこ辺はどうですか。

○野中総合政策本部長 今、米良委員がおっしゃったとおりでございまして、私たちも今どうこう考えているわけではございませんが、確かにこの南九州大学の高鍋キャンパスの移転問題、県にとりましても非常に痛しかゆしいと思いますか、やめてくれとも言えないし、移ってくれとも言えない、非常に微妙な立場でございまして、それに対して県から一切これまでも動いてはおりませんし、動けないというのが正直なところでございます。確かに今おっしゃいましたように、移転がもし決まってしまうということで昨日の本会議でも知事は答弁しているわけございまして、それは当然のことだと思うんですけども。もし移転が実行されるならば、高鍋町なり、あの周辺の地域にとりましても非常に大きな打撃を受けることになるであろうと。非常に県としてもそのことについては心配しているといいますか、懸念をしているわけございまして、そうなれば、当然何か振興策なり何なり考えていかなきゃならないなというまだ段階でございまして。今のところはこの移転問題がどうなるのかを県としてはあくまで静観しておるといふことしかできない状況であるといふところが実情でございまして。

○米良委員 くだいようですけど、これ以上県もコメント避けた方がいいと思うんですよ。今、本部長おっしゃいますように、そういう気がします。

○萩原委員長 ほかございせんか。

○緒嶋委員 この国勢調査のことですけども、統計調査課が総合政策本部にあるというのは、この国勢調査等踏まえ、県の政策を、総合政策本部でそういう数字的なものをとらえながら今後の振興を図っていくという一つのねらいがあつて統計調査課が総合政策本部にあるんだろうと私は思うんですね。そういう中で、今度の人口がこういうふうになつてきたわけである中で、元気のいい宮崎県という方向に進まにゃいかんわけですね。その中で、地域的に4市町は人口は増加しておる、ほかのところは減少しておる、こういう現実。また、高校の進学率はふえたけれども、県内の就職の場所がないから県外に行く。そういう実態の中で、こういうものをとらえて今後の政策をどう展開するのか、これが総合政策本部の最も基本的な考え方にならにゃいかんといふふう思うわけですね。このあたりをどうとらえて今後進もうとしておられるのかということをおつと本部長に伺います。

○野中総合政策本部長 今、緒嶋委員から御指摘のあつたとおりでございまして、まさに具体的に今どうこうというお答えすることができるものは持ち合わせておりませんが、おっしゃいましたとおりで、統計調査課を私どもの部で持つておるといふのは、多くのデータを持っておりまして、これをいかに政策に反映させていくかということで、総合政策本部のみならず、ほかの各部も認識してもらいたいということで、私が4月に来ましてからは、国勢調査に限らず、

いろんな統計、データがまとまるたびに、庁議という会議を県庁内で月に2回ほどやっておりますが、この場でも、知事以下各部長の前で概要説明しまして、それぞれ各部でも認識してもらって、いろんな政策への反映をさせてもらう基礎データとして活用してもらおうということで、極力データのPRといたしますか、活用をお願いしておるところでございます。今おっしゃいましたとおり、例えば、高齢化が進んでおる、少子化が進んでおる、あるいは都市部への人口集中が進んでおると、この現象からどういった政策を打ち込むことで少しでもこの流れを食い止めることができるか、あるいは衰退しつつある地域への振興策が打てるかというようなことを、私どもの本部が一番それを中心になって考えていかなきゃならないと思っておりますけれども、総合政策本部のみならず、庁内の各部に対しても積極的に働きかけはしておるところでございます。

○緒嶋委員 当然、長期総合計画も3年で見直すとかいろいろなタイミングはあるわけですよ。高齢化がこれだけ進んで、過疎地の後期高齢者率も上がってきておる。そういう中で、福祉対策をどうするかとか、学校の生徒数が減っておる中で将来の学校の、これは高校の再編の問題もこういうところから出てくるわけですが、すべてのことが、やっぱりこの数値を見て理論的に政策を積み上げていくことで、県民生活の向上をどう図っていくかということを、各部に対してリーダーシップをとるための総合政策本部と思うんですね。それをやはり着実に進めなければ宮崎県はますます衰退していきだけじゃないかなと。だから、リーダーシップをこれで総合政策本部がとれるかどうか、このための基礎資料というふうに私は思いますので、今度の

長期計画の見直しの時期に改めてこういうものを原点にして強力な対策を立てなければ、今、財政的にも厳しい中でありますので、ますますもってこういう理論的なものを、数的なものを根拠として進めていかなければならないと、そういうことを思いますので、総合政策本部はシンクタンクであるわけですので、そういう意味では、宮崎県の政策をリードする、そういう使命感に燃えて全体がやはり頑張っていたかなければならぬんじゃないかというふうに思うんですが、その点についても認識は私と同じかどうかということ。

○野中政策総合本部長 緒嶋委員のおっしゃること、私もそのとおり認識しておりますが、例えばデータも、前回、何かのデータのときにたしか緒嶋委員から御指摘があったと思っておりますけれども、ただ宮崎県のデータが伸びたと、伸びただけで、よそはもっと伸びておるんじゃないかというようなことも御指摘があったのを記憶しておりますけれども、そういう意味も含めまして、今回、例えば16ページ、17ページあたりに、参考で申し上げますと、九州各県はどうなっているんだろうか、過去との流れから見るとどうなっているんだろうかと、そこ辺まで少なくとも比較対照していかないと、宮崎が例えば去年に比べて1%伸びたといっても、よそが3%も5%も伸びておるんじゃない、やはり宮崎県の努力が足らんぞということになるわけですので、そういう意味も込めまして、この16ページ、17ページあたりの資料としては今回おつけして御説明しようということでやった次第でございます。いずれにしても、そういう視点を持ってこれからも取り組んでまいりたいと思います。

○緒嶋委員 それと、今、九州でも大分、福岡、熊本あたりは伸びがいいんですね。これはある

意味では、社会インフラの整備が充実しておる、そういうことが県民生活とかいろいろな社会情勢の進歩につながっていると。宮崎県は高速道路がない、新幹線がない、そういうインフラが落ちておることが宮崎県の発展の阻害要因にもなる。そういう原因も追及しながら対策をどう立てるか、そこまで踏み込んだ議論を私は総合政策本部がやるべきじゃないかなというふうにも思いますので、それこそ各部横断的なものをすべて総合政策本部で意思統一してそれに向かって前進する、そういうような取り組みというのをぜひやっていただくと。マイナス的な発想じゃなくて、これをいかにプラスに、逆に逆境をプラスに変えるか、そういう発想でぜひ政策を考えていただきたい。また、そういうところに、選択と集中と今、知事が言われますが、そういうものを特にやはり強く求めていきたいというふうに思います。

○由利委員 今のところに関連するんですけれども、この統計を見たら、以前の平成12年と今回の17年、5年間で人口が117万から115万3,000ということで、約1万7,000弱減少しているわけですが、当然その分析をしていらっしゃると思うんですが、例えば、少子化による減、あるいは社会的な動向といいましょうか、それによる減、当然それは分析していらっしゃると思うんです。それを分析することによって、しからば少子化による減についてはどういうふうな対応をして、具体的には少子化対策ですね、少子化対策ということでの対応だと。社会減ということになると、今、緒嶋委員がおっしゃったように、例えばインフラ整備等を進めることによって、企業の誘致とかそういったことを充実させることによって、人口が出ていくんじゃないかって入ってきてもらう。なかなか難しいんでしょう

けれども、こちらの方にも来ていただくというように、また政策的に力を入れていくというか取り組んでいく。そういったのはおのずから出てくると思うんですね。だから、そういったきちっとした分析が大事なんで、そのためにとっている統計ですから、大事だなと思うんですが、そこで、いわゆるこの1万7,000人弱の減、5年間の減は、今言った2つの要素が当然絡み合っていると思うんですが、具体的にどういふふうに分けていらっしゃるかですね、少子化による減と社会減によるものと。どの程度でどういふふうに見ているか。

○山田統計調査課長 国勢調査は常住人口を調査したもので、自然動態とか社会動態というのは現住人口というのを国勢調査とは別に統計調査課の方で調査をしております。それによりますと、出生引く死亡、いわゆる自然増減なんですけど、平成15年からマイナスに転じております。17年は1,222人死亡の方が多かったというような数字でございます。社会動態は、県外転入引く県外転出なんですけれども、これは17年は約3,000人ぐらい外に出ていらっしゃる方が多いと。昭和45年から時系列に景気の動向等分析をずっとしてきているわけなんですけど、これはまた別に現住人口という方の中で分析をさせていただいているんですけれども、例えば、第1次オイルショックとか第2次オイルショック、それからバブルの崩壊というような、景気が全体的に悪いような時期には、どちらかという社会増減がプラスになっている時期もあります。景気がいいときには、どちらかという県外に出ていくというような状況になっております。国勢調査は定点の調査になりますので、国勢調査だけではなく、こういうような動態調査もあわせながら分析をして政策立案支援に各部局に

提供をしていきたいというふうに考えております。

○由利委員 そういうことだと思うんですけども、高等学校卒業者の県内就職率の推移等見たら、明らかに高卒で県外に出ていく数、平成18年度はこれなんか見ても愛知県が一番、それまでは東京都と、こういうことですよ。結局そういった資料、今、課長がおっしゃったように、もろもろの資料をつき合わせて当然そういった分析が出てきているんだと思うんですけども、そういった分析結果が出てくれば、当然のこととしてその対応策というのはおのずから私が出てきているんだと思うんです。それはまたそれぞれの部署で対応していくんだと思うんですけども、そういうことにきちっと対応していくということが一番大事な、資料提供というか、課長のところでの一番大事なことでしょうからひとつ今後とも、我々もこの資料を見てよくわかりますから、そういうことでひとつよろしくをお願いします。

○萩原委員長 ほかありませんか。

○満行副委員長 県のホームページのバナー広告解禁についてですけども、この計画があったら、私はしない方がいいと。これは罪つくりになってしまうと思います。質問を幾つか申し上げたいと思うんですが、まず、掲載する広告の範囲ですね、県内、県外どこでもいいのか。当然県のホームページですから、書いてあるように、公共性、品位、信頼性を損なうことにならないと思いますけれども、どういった企業広告なのか。一定の基準を設け、事前に広告内容の十分な審査を行うということですけども、どういう企業がだめで、どういう企業がオーケーなのか、まずそこをお願いします。

○高藤広報企画監 まず、どういう企業がだめ

かということですが、1つは、風俗営業に関するそういう風俗営業法、それから、消費者金融にかかわるものとか、あと、ギャンブルに関するもの、あと、政治性とか宗教性がある広告はお断りしようということ考えております。全般的には、公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあるもの、そういうふうなものを幾つか基準を決めておりまして、あと、広告の目的にもありますように、県内産業の育成とか、県産品の販売促進とか、そういうことを目的にしておりますので、そういう点から優先順位をつけて、優先順位の高いものを掲載していこうというふうに考えております。

○満行副委員長 優先順位をつけるとおっしゃるけど、これはかなり難しい。どっちかというところになる可能性もあるなと思います。

次、質問しますが、掲載位置、トップページの右上に限った理由は何なんでしょうか。

○高藤広報企画監 各県の状況を見てもみると、やっぱり右上が多いというのが1つと、それから、トップページの下の方に掲載する方法もございまして、スクロールをして下の方におろしますと金額的には安くなる、こういうこともございまして、位置的には一番右上が妥当なのかなというふうに考えております。

○満行副委員長 トップページに限る必要はないと思いますし、もちろん下もスペースは大丈夫だと思いますし、1つは、子供という欄を見れば医療機関の広告とか、税金というところを見れば税理士の紹介とか、いろんな部分は考えられると思うんですね。

次、広告枠を3枠に絞った理由をお願いします。

○高藤広報企画監 3枠にしましたのは、当面試行として余りたくさんはできないかなという

こと、それから、全国的な状況も見まして3枠ということでスタートしたいということで考えたところでございます。

○満行副委員長 あと、広告掲載料ですね、1カ月5万円、設定がかなり安いと思いますが、この5万円にした基準はどこから来たんでしょうか。

○高藤広報企画監 5万円の根拠は、本県のアクセス数を各県と比べまして、同様のアクセス数があるところ、それから、掲載位置、そういうことから考えまして、全国の状況を見まして月額5万円というところが非常に多かったということでございます。

○満行副委員長 常識的に考えると、これは3枠しかない、物すごく希少価値のある広告だろうと思うんですよ。47都道府県、ほかの県も見たとおっしゃいますけれども、ほかの県がやる気があればもっと違うんだろうと思うんですけど、ほかの県もやる気がないのかなど。それに宮崎県が倣うこともないだろうと思うんですね。宮崎県のホームページですから、物すごく価値は高い。なおかつ3つしかないとすれば、これはそれなりの高い広告掲載料を取れるはずですよ。これをなぜ入札にしないのか、そこをまずお願い申し上げたいと思います。

○高藤広報企画監 まず、入札方式にするかどうかということでございますが、これにつきましては、今回の試行の結果を見て考えたいというふうに思っております。当面は、今回の試行においてどれだけ応募があるのかということも私ども見ておきたいと思っておりますし、それから、全国どんどんふえてきている状況にございますが、平成17年の3月に一番最初高知県がスタートしたんですが、今年度に入って非常にふえてきておりますので、本県として特におか

しくないんじゃないかと思っております。

○野中総合政策本部長 副委員長の御指摘の点はよくわかるんですが、私ども、こういう、何と申しますか、やはりじゃないんですけども、県のホームページ、官庁のホームページの中に企業等の広告というのが、さっき御説明したとおり、全国でも17ぐらいやっておるというようなこともありまして、何も県のことだけに限らず、やはり民間の情報であっても載せるべきじゃないのかということもありまして、いろいろ内部で議論しまして、なぜたった3枠なのか、20枠ぐらいあってもいいんじゃないかとか、いろいろあったんですけども、まずは試行してみよう。今、企画監の方から申し上げましたとおり、私たちも一度やってみないかどうかのくらい反響があるものなのか、例えばやってみた、50も60も応募がありまして、経済界から、もっとふやしてくれと、あるいは次のページでも最終ページでもいいから載せさせてくれというような声があるのか、果たして3枠が埋まらないような程度の応募しかないのか、価格面はどうなのか、現実はどういった反応があるかというのを見るためにも、とりあえずは試行という形でやらせていただきたいということできょう御説明を申し上げているところでございます。我々も確かな自信を持って今これをスタートさせようというところではないということで御理解いただきたいと思っております。

○満行副委員長 やる気があれば、1,000万でも2,000万でも広告料は取れるはずですよ。しかし、これでいくと5万円の12カ月で60万円の3つですから180万ぐらいですかね、そんなだったらせん方がいいと。宮崎県のホームページを品位を持たせるためには、180万取るぐらいだったらやめた方がいいし、やる気があれば1,000

万、2,000万稼ぐつもりで僕はやってほしいなど。どっちかだと思っんですよ。こんな中途半端じゃ、僕はやっぱりそれは罪つくりだと。たくさんあると思っんですよ。県内にも大きな企業もあります。焼酎メーカーもあるし、コンピューターの誘致企業等もありますから。誘致企業から見ると、そういう部署から見ると、これをやってくださいと。地場産業育成の県の組織から見ると、これをやってくださいと。3つしかなければどう決めるかと。あとは入札で金額をするぐらいしかできないのかなという気がしますので、ぜひ、こういう中途半端にならんように、私の思いがありますので、お願いをしておきたいと思っんです。以上です。

○坂元委員 高鍋キャンパスの問題ですけど、きのうの本会議でもそうですが、先ほどの本部長のあれでもそうですが、移転した後は振興策をとるというふうに言われますね。県がそういうことを言うのはどうなのかなと思っんです。ということは、あるものがなくなったということですだからね、そういうことは今からはいろいろと起こり得るだろうと思っんですよ。もともと大学が最初からないところもあるわけですからね。あるものがなくなったところについてはそういう振興策をやるということは、振興策のお手伝いをするというぐらいでないと、ちょっとそれだけがひとり歩きしていろんなことが求められるという前例をつくりますからね。例えば、前、都城キャンパスから撤退したときに、じゃ、そのとき県は何したのかということもありますからね。ですから、振興策をやりたいというふうな発言というのはいかがなものかなと私は思っんですけどね。

○渡邊総合政策課長 きのうの知事の答弁では、地域振興について配慮するという話をして、地

域振興を積極的にやるとかそういう答弁じゃないんです。実際、今回のこの「配慮」の言葉の意味でございますけど、確かに計画が実施されますと影響は大きいだろうと。そういう状況を一方で見つつ、あるいは地元、あるいは大学、この意向がどういう形で最終的にまとまってくるのか、そのあたりを見守りながら対応していくと、適切に対処していくということでございます。あくまでもこれはまだ計画でございますし、それから、キャンパスの利活用についても、基本的には、大学がOB、教職員あるいは高鍋町と協議しながら検討するというのを言っておりますし、もともとこの土地も大学の土地でございますので、やはりそのあたりの当局の中身、内容、今後の動き、そういうのを一方で見る必要があるということで、先ほど部長が申し上げましたように、そういう意味でございます。だから、積極的に支援するとかいう言葉じゃなくて、そのあたりを含めまして知事の方は「配慮する」ということで表現をさせていただいたということだろうと思っんです。

○萩原委員長 ほかがございせんか。

ないようでしたら、山田課長、1件、13ページを見てください、年齢3区分ということを書いてありますね、15歳未満、15歳から64歳、65歳、これは全国的にこういう分け方をしているのか。例えば、15歳から18歳、18歳から64歳といたら、勤労年代というのがすぐぽっと把握できるわけですね。だから、これは全国的にこういうふうにしているのか、その辺ちょっと教えてください。

○山田統計調査課長 全国的にこういうような区分で分けております。昔は65歳以上の3区分だったんですが、近年は75歳以上の後期高齢者というところが若干加わったような形になって

おります。

○萩原委員長 18歳までと18歳から64歳といったら、すぐ数字はぽっと出るんですね。そういう表は。

○山田統計調査課長 各歳ごとにありますので、再集計をすれば出るようになっております。

○萩原委員長 わかりました。

そのほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 ないようですので、以上をもって総合政策本部を終了いたします。執行部の皆さんお疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午前10時55分休憩

午前11時2分再開

○萩原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○河野総務部長 おはようございます。総務部の関係、御審議よろしくをお願いいたします。

今回御審議願います議案、報告事項につきまして、お手元の資料によりまして御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。右側にございますが、18年度9月補正予算案の概要についてであります。今回の補正は、そこにありますように、27億円余の一般会計の補正となっております。

その他でございますが、右側の目次をごらんいただきますと、特別議案の関係、議案が1件、議会の議員の給与等に関する条例等の一部改正

条例がございます。これは議会の議員その他特別職の職員の報酬等を改定するための条例の改正でございます。

その他の報告2件ございます。新たな財政改革推進計画の基本的な考え方について、及び18年台風13号による被災状況について、最新の状況につきましてとりまとめたものを御説明申し上げます。

詳細につきましては、それぞれ担当課室長に説明させますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○稲用人事課長 それでは、人事課について御説明いたします。

お手元の委員会資料の7ページをお開きください。

議案第28号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由であります。8月25日に、議会の議員の報酬及び知事等三役の給料について、宮崎県特別職報酬等審議会の答申が出されましたので、その答申の趣旨を踏まえて改定を行うとともに、均衡上、その他の特別職、教育長の報酬等についても改定を行うものであります。また、(2)にありますとおり、知事等の退職手当について、在職期間の計算方法の改正が必要となったものであります。

次に、2の改正内容についてであります。

まず、(1)の特別職及び教育長の報酬等の改定についてであります。今回の改定の対象となりますのは、①にありますように、議長、副議長及び議員、知事、副知事及び出納長、執行機関の非常勤の委員、常勤監査委員、企業局長、教育長及び病院局長であります。②のそれぞれの改定額及び改定率につきましては、次の8ペ

ージに別紙でお示ししているとおりであります。説明は省略させていただきます。

7ページに戻っていただきまして、2の(2)の特別職及び教育長の退職手当の改正であります。改正の対象となりますのは、①にありますように、知事、副知事及び出納長、常勤監査委員、企業局長、教育長及び病院局長であります。次に、②の改正の内容についてであります。退職手当の算定基礎となる在職期間の計算方法を改めるものでありますが、就任した日の応答日を一月と計算する暦日計算に改めることによりまして、月の途中で就任・退職する場合に、現在の在職月計算で生じます実際の任期よりも在職期間が一月多く計算されるという問題が解消されることとなります。

次に、3の改正を要する条例についてであります。資料にありますように、全部で8つの条例を改正するものであります。

最後に、4の施行期日であります。特別職報酬等審議会の答申の趣旨を踏まえ、平成18年10月1日に公布施行したいと考えております。

説明は以上であります。

○和田財政課長 それでは、常任委員会資料の1ページをお願いいたします。平成18年度9月補正予算案について御説明をいたします。

今回お願いをいたしております補正予算につきましては、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、それから、その他必要とする経費について措置することとしたものでございます。補正額につきましては27億5,252万9,000円で、この結果、一般会計の予算規模は5,828億4,052万9,000円となっております。今回の補正予算の財源の主なものとしていたしましては、そこにありますとおり、繰越金として平成17年度の決算剰余金の20億2,043万6,000円がございまして、

資料の2ページをお願いいたします。今回の補正の歳出の款別の内訳でありますけれども、主なものにつきましては、一番上の総務費で、平成17年度の決算剰余金等の積み立てを行う経費によりまして20億6,911万円の増額というふうになっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。款ごとの歳入の内訳でありますけれども、中ほどの太線の中に、今回の補正額、それから補正後の予算額を挙げております。まず、この表の一番上の自主財源でありますけれども、22億8,808万9,000円の増額というふうになっております。続きまして、中ほどの依存財源でありますけれども、4億6,444万円の増額というふうになっております。この結果、補正の歳入の合計につきましては、一番下の欄でありますけれども、27億5,252万9,000円というふうになっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。ただいま御説明いたしました歳入の科目ごとの主なものの内訳について御説明をさせていただきます。

まず、上から2つ目の国庫支出金でございますけれども、4億5,544万円の増額になっております。これは、国の国庫補助の決定等によりまして、農林水産業費で国庫負担金から国庫補助金に振り替えになったものがあつたことによりまして、説明の欄にありますとおり、国庫負担金が2億8,427万円の減額となる一方で、国庫補助金について7億1,508万円の増額となったこと等によるものでございます。

それから、1つ飛びまして、繰越金でございますけれども、20億2,043万6,000円の増額となっております。これは平成17年度の決算剰余金を計上しているものでございます。

それから、その次の諸収入につきましては、2億2,647万2,000円の増額となっております。これは説明の欄に記載しておりますとおり、土木受託事業収入など受託事業収入が増額したことによるものでございます。

以上が歳入の状況でございます。

続きまして、財政課関係の補正予算について御説明をさせていただきます。資料が変わって恐縮ですが、平成18年度9月補正の歳出予算説明資料の方をお願いいたします。

歳出予算説明資料の3ページをお開きください。財政課の9月補正予算につきましては、3ページにありますとおり、20億3,052万9,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額につきましては924億6,967万7,000円となっております。

1ページおめくりいただきまして5ページをお願いいたします。補正予算の主な内容でありますけれども、(事項) 県債管理基金でございます。これは、平成17年度の一般会計の決算剰余金につきまして、地方財政法第7条の規定に基づきまして、追加の積み立てを行うものと9月補正予算での財源充当残につきまして積み立てるものでございます。

補正予算関係につきましては以上でございます。

続きまして、恐縮ですけれども、もう一度常任委員会資料の方に戻っていただきまして、14ページをお願いいたします。

新しい財政改革推進計画についてでございます。去る9月4日に第2回目の行財政改革推進本部会議を開催いたしまして、新しい財政改革推進計画の基本的な考え方を取りまとめましたので、それにつきまして御報告をさせていただきますと思います。

まず、新しい財政改革推進計画のフレームあるいは全体像について御説明をさせていただきたいと思っております。

今回新たに策定いたします財革計画につきましては、昨年度策定いたしました行政改革大綱2006とこれを一本化して、行財政改革大綱2006の改訂版という形で策定をしたいというふうに考えております。

今回一本化する理由でありますけれども、14ページの資料の中ほどの下に点線で囲っておりますけれども、内容につきまして重複あるいは類似性があることを1つ挙げております。具体的に申し上げますと、現在の行革大綱2006におきましても、例えば、定員の適正な管理、あるいは給与の適正な管理といったような項目でありますとか、事務事業の見直しといったように、財政改革とかなり重複する部分というのが既に盛り込まれておりますことから、こういった内容に重複、類似性があるということ、それから、県民にわかりやすくお示しするという観点から、今回、新しい財政改革につきましては、行革大綱と一本化するという形で策定をしたいというふうに考えております。

15ページをお願いいたします。一本化する具体的なイメージということで、行財政改革大綱2006の目次の案をそこに挙げております。その目次のうち、第1の行財政改革の基本的な取り組み、それから、第2の行政改革の具体的な取り組み、この部分につきましては、まさに現行の行革大綱2006そのものでございまして、それに、一番下ですけれども、第3の財政改革の具体的な取り組み、この部分を新たにつけ加える形で一本化するということで考えております。

第3の財政改革の具体的な取り組みの主な中

身といたしましては、1として、現在の財政改革推進計画期間中の具体的な成果あるいは取り組みの状況、それから、そういったものを踏まえた2の本県の財政の現状、それから、3ということで今後の財政計画の取り組みと、こういった形の柱立てで現在考えているところでございます。この第3のうち、1と2につきましては、去る7月の閉会中の常任委員会で御説明させていただいたところでありまして、まさに今回3の具体的な中身の部分について基本的な考え方を取りまとめたという状況でございます。

もう1ページおめぐりいただきまして、16ページをお願いいたします。新しい行財政改革大綱2006の体系図を図式化してお示しをいたしております。中ほどのちょっと上に色つきの部分で財政改革というのを入っておりますけれども、この部分を除いたものが現在のまさに行革大綱2006の体系図でありまして、その上に財政改革というのが乗っかる形になっております。現在の行政改革大綱2006につきましては、その中ほどにありますけれども、サービス改革、役割改革、県庁改革、この3つを三本柱の改革として取り組んでいるわけでありまして、財政改革につきましては、これに並ぶ4つ目の柱というよりは、その3つに横断的にかかるということで重なるようなイメージで、上に財政改革というのを乗せたような形のイメージという形で構成をさせていただいております。

右側の17ページをお願いいたします。最終的な計画の策定のプロセスについて時系列でお示しをいたしております。まず、7月に、既に終わっておりますけれども、第1回目の財革本部を開催いたしまして、これまでの現在の財革大綱の取り組みの実績、それから本県の財政の現状について御説明いたしまして、この内容につ

きましては去る7月の常任委員会でも御説明したところでございます。また、こういった本県の厳しい財政状況を踏まえまして、右側の点線の中ほどにありますけれども、各部各課とともに事務事業の徹底的な見直しを7月、8月をかけて行ってきたところでございます。現在9月のところですが、第2回目の財革本部を開催いたしまして、財政改革の基本的な考え方を取りまとめましたので、まさに9月議会、きょうの常任委員会でその内容について御説明をしているという状況でございます。この内容につきましては、この後、有識者で構成されます行政改革懇談会においても議論いただこうというふうに考えております。また、県庁内部におきましても、この基本的な考え方を踏まえて、これを前提として、各部局と新しい財政改革の具体的な中身についてさらに詳細を詰めていきたいというふうに考えております。この詳細を詰めたものを11月上旬には計画の案として第3回目の本部でお示しをし、それにつきましては議会で審議いただくとともに、行革懇、それから、パブリックコメントを経て12月末には最終的な成案を得たいと、そういうふうに考えているところでございます。

それでは、18ページをお願いいたします。具体的な財革計画の中身の部分のところでございます。

まず、(1)の基本的な考え方についてでありますけれども、本県におきましては、まさにこれまで平成15年度に策定いたしました財政改革推進計画に基づきまして、さまざまな財政改革に取り組んできたところでございますけれども、予定外の出来事といたしましては、地方交付税等が、当時、財政改革計画をつくるときに比べまして900億円程度減ってしまったといったよう

なことでありますとか、社会保障関係費が高齢化に伴って伸びていること、あるいは昨年度の台風14号等のような台風災害等による予想外の財政支出、こういったことがありまして、さらに厳しさを増しているという状況でございます。今後、新しい財政改革といったような取り組みを行わない場合には、現在お示しをしております中期の財政見通しによれば、毎年度大体200億円以上の財政収支の不足が発生しておりますので、平成21年度にはいわゆる基金が枯渇して財政再建団体へ転落する危険性があるという状況にありますので、第2期の改革に取り組むというところでございます。短期的あるいは中長期的それぞれの基本的な方向性をお示ししておりますけれども、短期的には、やはり基金を維持いたしまして財政再建団体への転落を回避すると、そのために一時的には起債の活用等も含めて収支不足を圧縮する対策に全力を挙げるといふふうに考えております。それに従って、起債を短期的には活用するとしても、やはり中長期的には起債残高の減少といったような将来に借金を残さないといったようなことも視野に入れながら、持続的に健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを推進していきたいというふうに考えております。

今回の一つの大きな目玉、(2)で見直しの目標額というのを今回設定をさせていただいております。前回の財政改革推進計画では余りはっきりと見直しの目標というものを設定しなかったんですけれども、今回は見直しの目標というものを設定をいたしております。具体的に何を見直しのターゲットにするかいろいろと議論があろうかと思っております。1つには、やはり基金残高を維持するというのも当然ターゲットになるわけでありましてけれども、今回の計画につき

ましては、今後3年間の収支不足の圧縮額を一つの目標というふうにしております。

資料が飛んで恐縮ですけれども、29ページをお願いいたします。一番最後の29ページでありますけれども、現在のところお示しをいたしております財政の中期見通しということで平成22年度までの中期見通しでありますけれども、その表の一番下の欄に要調整額というのが入っています。これが、まさに、現在通常ベースで予算を組んだ場合に歳入が歳出に不足する分、足りない部分を基金で埋めている部分でありますけれども、今後3年間を見てまいりますと、222、238、264ということで、3年間で780億円程度の収支不足が発生するという見込みになっておりまして、平成21年度にはその結果、一番下の欄ですけれども、基金残高がマイナスになるという状況でありますので、この要調整額の部分をできるだけ圧縮するというのを一つの目標にしたいというふうに思っております。

なぜこれを目標にするかと申しますと、やはり景気の悪いときには基金を取り崩して対応する、あるいは景気のいいときには基金を戻すといったようなことがあると思っておりますけれども、長期的には、やはり収支不足というのをゼロにしないと持続的に財政運営はできないということでありまして、この要調整額をゼロにするというのを中長期的な目標に見据えるという観点から、ここの額の圧縮というのを今回の財政改革推進計画の見直しの目標に据えたいというふうに考えているところでございます。

もう一度戻っていただきまして、18ページをお願いいたします。ただ、この3年間で発生する780億円という大変大きな額になりますので、この額を一気に見直しを行いますと、やはり県民生活への多大な影響というものは当然発生し

てくるということは予想されます。そういったこともありますので、中長期的にはこれを当然ゼロにするというのが大きな目標になるわけがありますけれども、当面は、県民生活への影響等も勘案しながら、中長期的に財政の持続性を確保するということを念頭に、半分程度以上をカバーする400から500億円程度見直しの目標にしたかどうかというふうに考えております。400から500億で大体半分以上はカバーできますので、中長期的に収支不足を解消する目鼻をつけるということから、こういった額の目標を設定しているところでございます。

次に、右側の19ページの(3)計画の期間でありますけれども、平成19年度から平成21年度までの3年間といたしております。現行の計画につきましても3年間にいたしておりますし、また、行革大綱2006も平成21年度までということになっておりますので、そういったことも踏まえまして、平成21年度までの3年間の財革期間ということにさせていただいております。

それから、(4)が具体的な取り組みということで、ここで具体的な見直しの中身について書く予定でございます。具体的には、歳出、それから歳入、それぞれ両面につきまして、性質別の各項目に分けてそれぞれ見直しの中身を書いていこうというふうに考えております。その具体的な内容につきましても、検討の視点は別紙ということで、21ページ以下にそれぞれの項目ごとの見直しの考え方というものをまとめております。

21ページに入ります前に、恐縮ですがけれども、28ページをお願いいたします。具体的な中身に入ります前に、現在の本県の予算の現状についてまず御説明をしたいと思います。

大きく分けて、本県の予算5,800億円あり、特

定財源と一般財源、その2つに分けられるわけがありますけれども、今回まさに見直しの対象にしておりますのが一般財源、この部分について780億円の収支不足がありますので、ここを少しでも解消していくということを今回の財政改革の目標に上げているところでございます。下の一般財源を見直すとしても、そこで色をつけている部分につきましてもなかなか削減が難しい部分というふうになっております。例えば一番右端の一般行政経費につきましても、介護保険とか国民健康保険といったように国で負担率が決められておまして、県で独自に削減するというのは極めて困難な経費になっております。それから、公債費、扶助費、こういったもの、なかなか削減が県単独ではできない経費が大部分を占めておまして、実際残りますのは、投資的経費の251億、それから一般行政経費の345億、この600億円程度の中で解消を考えざるを得ないというのが一つ大きな状況になっております。投資的経費につきましても、基本的に公共事業関係費でありますけれども、一般行政経費につきましても、具体的にどういうものがあるのかにつきましても申し上げますと、一番大きいものはやはり県立病院の繰出金、これが57.5億円になっています。それから私立学校の振興費補助金、それから経営指導員の設置費、こういったものがこの中に入るわけがありますけれども、こういったものの中から改革の中身を探していかなきゃいけないといったような状況になっております。

それでは、21ページへお戻りいただきまして、検討の視点について御説明をしたいと思います。

検討に当たりましては、基本的には、現在の行政改革大綱2006を基本に見直しを進めますけれども、特に財源捻出をするという観点から、

多額の一般財源を要する経費でありますとか、それから、政策評価におきまして優先順位が低い事業に位置づけられたものにつきまして、廃止することも含めて、事業のあり方について見直しを行いたいというふうに考えております。

具体的な項目別の見直しの中身でありますけれども、歳出面の対策につきましては、まず、義務的経費のうち、人件費につきましては、行政組織の見直しも含めた職員数の削減と職員給与の削減の両面から検討を行いたいというふうに考えております。人件費につきましては、給与水準掛ける人数でありますので、その両面から検討を行っていききたいというふうに考えております。ただ、一律に職員数を削減しますと、住民サービスの低下になるとか、あるいは職員へのしわ寄せがいきますので、そういった場合に、組織の見直し、官民の役割分担あるいは県と市町村の役割分担、そういったことも踏まえて、行政組織の見直しを含めて職員数の削減といったものについて取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

それから、2つ目、扶助費であります。主なものといたしましては生活保護費でございます。これにつきましては、先ほどなかなか削減が困難というふうに御説明いたしましたけれども、短期的には確かに削減が困難ではありますけれども、中長期的には、生活保護の受給者を減らすといったような取り組みを進めることによって、こういったものについても抑制するといったことを検討していききたいというふうに考えております。

それから、3点目、公債費でありますけれども、県債の新規発行額についてできるだけ抑制をいたしまして、県債残高の圧縮に努めるということ。ただ、一方でやはり当面負担を軽減す

るという観点から、行革推進債あるいは退職手当債といったような特別の起債の活用についても検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、②の投資的経費でありますけれども、これは本会議でもいろいろと御質問いただいておりますけれども、緊急性や費用対効果、それから地域経済への影響、それから国の動きといたしまして、国におきましては、概算要求基準でマイナス3%の基準、それから地方財政計画におきましても、現時点ではマイナス3%の削減といったようなことを出しているということ、それから、財源となる起債の発行額あるいは県債残高等、総合的に勘案しながら、投資的経費についても今後検討していききたいというふうに考えております。

それから、③の一般行政経費でありますけれども、これにつきまして、県単補助金初め、すべての事業について徹底的な見直しを行いたいというふうに考えております。特に、22ページでありますけれども、補助金につきましては、そこにありますような(1)から(5)の視点に基づきまして見直しを行っていききたいというふうに考えております。

このうち、(5)のところでも市町村との役割分担や市町村の財政力を考慮した見直しというふうに挙げておりますけれども、27ページを恐縮ですが、お願いいたします。27ページに、県内の全市町村と宮崎県の財政力指数を順番別に並べた表を挙げております。一番右側の太枠の中の財政力指数、これがその順位なわけでありまして、宮崎県の置かれている立場を見ますと、串間市よりは上だけれども、南郷町より低いのが本県の財政力指数ということになっておりまして、例えば宮崎市を見ますと、0.633と

ということで本県の2倍以上あるといったような状況でありまして、こういった財政力の状況も見ながら、やはり市町村との関係についても検討していかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。財政力指数につきまして、説明につきましてはその下に入れておりますけれども、財政力指数が高いほど財源に余裕があるというような状況でありまして、本県は、全市町村を見ると中位より下というのが県の財政力というような状況にありますので、こういった状況も踏まえながら、市町村との補助金についても検討していかなきゃいけないなというふうに考えているところでございます。

再び、資料の22ページの方にお戻りいただきたいと思っております。

次でありますけれども、宮崎県の公社等改革指針に基づきました見直しでありますとか、アウトソーシング指針を踏まえた見直しにつきましても、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

それから、その次の社会保障関係費、これにつきましては、扶助費と同様に、国の基準づけがありますので、短期的な抑制というのは困難なわけでありまして、長期的には健康立県の取り組みなどによりまして伸びを抑制する手法について検討を行っていききたいというふうに考えております。現在、介護保険だけでも年間100億円県から支出をしております、当然高齢化が進めばこれは伸びるわけでありまして、この伸び率を1%落とすだけでも、100億ですので1億円の財源が出るということで、非常にそういった面では大きな効果があるところでありまして、中長期的にはやはりこういったものの伸びについて、抑制についても検討を行っていききたいなというふうに考えているとこ

ろでございます。

それから、その次の下ですけれども、県庁で各種導入しております電子システムにつきまして、費用対効果等を踏まえながら、廃止も含めて検討を行いたいというふうに考えております。国におきましても、パスポートの電子申請のシステムについて、非常に費用対効果が悪いということで廃止を打ち出されておりますけれども、本県につきましても、そういったものがないかについて改めて検討を行っていききたいというふうに考えております。

それから、1つ飛ばしまして繰出金であります。一番大きいものは病院会計の繰出金、これが57.5億円という大変大きな額になっております。病院改革につきましては、先ほど策定いたしました病院改革の計画によりまして、平成18年度から平成22年度まで5年間で改革が行われるというふうに聞いておりますけれども、改革の4年目には県からの繰出金についても削減をするという方向性が出ておりますので、まさにそういったことで病院改革につきまして徹底していただきまして、極力県からの繰出金についても削減していただくようにしていきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、右側の23ページ、歳入面での対策でありますけれども、やはり一番大きなものとしては県税でありますけれども、今後、税源移譲されまして県税がさらに重要になってまいりますので、県税の徴収についてもさらに検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、2つ飛ばしまして、上記以外ということで挙げておりますけれども、特定目的基金ということで、財政課が所管している以外の基金も幾つかありますので、そういった基金がさらに活用できないかといったようなことにつ

いても検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど総合政策本部から説明があったかと思いますが、県庁ホームページのバナー広告の掲載でありますとか、あるいは公共施設に名前をつける権利、いわゆるネーミングライツの導入と、こういったような新しい歳入確保策についても引き続き検討していきたいというふうに考えております。

それから、依存財源として、やはり本県の一番大きな歳入であります地方交付税について、一方的な削減が行われないよう、機会あるごとに国に対して求めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、ウの財政システムの見直しでありますけれども、いわゆる予算編成システムについても、この際いろいろと見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。①として、大変財政状況が厳しい状況にありますので、各種の事務事業について見直しを徹底して行いたいというふうに考えております。それから、②といたしまして、総合政策本部におきまして政策評価というのが行われておりますので、それとの連携を図りながら予算編成を行っていきたいというふうに考えております。それから、③ですけれども、予算編成のやり方自体、効率的・効果的なものにして、極力事務負担の軽減を図るといったようなことも目指してまいりたいというふうに考えております。

今後ですけれども、ここでお示しをした検討の視点をベースに、各部各課とさらに中身の検討を深めまして、11月上旬ごろに最終的な計画案を取りまとめたというふうに考えております。

説明につきましては以上でございます。よろ

しくお願いいたします。

○日高危機管理室長 それでは、引き続きまして、「台風13号による被災状況（9月20日現在）」という資料に基づきまして報告させていただきます。

先日、全員協議会で第1回目を御報告させていただいておりますので、本日はその後の調査で判明あるいは訂正したものについて報告させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。3の被害状況であります。（1）人的被害で、延岡市が107名の負傷者でありましたが、140名となりまして、その内訳が、重傷者3名、軽傷者137名となっております。県内負傷者は116名でありましたが、33名増加し、149名となっております。

次の2ページをお願いいたします。（2）の住家被害であります。日向市の住家被害、これが29棟でありましたが、5棟増加しまして34棟となっております。その内訳が、全壊が1棟、半壊が10棟、一部損壊23棟となっております。住家被害は県内803棟でありましたが、808棟となっております。非住家被害につきましては、日向市が5棟増加し、*県内では84棟から89棟となっております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

（7）の商工関係被害であります。①の主な被災地、延岡市（旭化成、中心商店街ほか）とありますけれども、これが51件程度ということで調査中でありましたが、201件ということになっております。（8）の社会福祉施設等関係被害ですが、これにつきましては、③の老人福祉施設が1施設でありましたけれども、2施設増加し、3施設となっております。④の医療施設、これが3施設でしたが、6施設増加して9施設

※29ページに訂正発言あり

となっております。

次の4ページをお願いいたします。(9)の教育関係被害であります。これにつきまして、①の人的被害、これがまだ出ておりませんでしたけれども、生徒2名、教諭1名、職員1名、合計4名と。これはいずれも軽傷ということで追加されております。②の公立小中学校であります。当初、小学校2校でありましたけれども、小学校が5校ふえて7校、中学校が2校追加となっております。③の県立学校では、4校でありましたが、10校増加して14校となっております。④の私立学校、これにつきましては、新たに追加ということで7校が追加されております。

次に、資料の5ページの方をお願いいたします。4の対応状況ですが、(1)総括で、後段の方になりますけれども、9月19日火曜日に杣掛防災担当大臣を団長とする政府調査団が来県されております。さらに、明日9月22日金曜日ですが、衆議院災害対策特別委員会の被災地視察が予定されております。

以上であります。

○萩原委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案関係について質疑はありませんか。

○緒嶋委員 議案28号、議会の議員の給与等に関する条例等の一部改正案、このことについてお伺いいたします。

今、我々は、特例で来年の4月まで5%の減額を決めて実行しておるわけですが、この審議会の中ではそういう現状の説明は執行部はされたわけですか。

○稲用人事課長 審議会に諮問をしますときに、特例減額はやっておりますが、基本的には本来の額について御審議いただきたいということで諮問したものです。

○緒嶋委員 特例があるということを示したのかどうかということです。

○稲用人事課長 特例減額を行っていただいているということについてはお話をしております。

○緒嶋委員 その中で、審議委員の皆さん方はそのことについての質疑というか議論というものはなかったわけですか。

○稲用人事課長 先ほども申し上げましたように、本来の額をお考えいただくというふうに申し上げましたので、そのことについての特別な議論というか質問はございません。

○緒嶋委員 これは当然我々としてはことしの春に延長を決めたわけですから、それはそれとして実行しなけりゃいけないわけですが、ただ、そうなると、10%のカットということになるわけですね。皆さん大変苦渋というか苦勞されておるわけですが、やっぱりこういうことはある程度審議委員会の中で、自主的にこういうことをやっておられる状況ですということ踏まえて、それならば10月を場合によっては来年の4月の施行にするかとか、そういう判断もあってもよかったんじゃないかなという意見もあるわけですね。重ねてダブルパンチみたいなことになるわけですので。そういうことも踏まえてやはり考えていかないといけないんじゃないかなということを思っております。

それと、今度給与が改定されたことで、それぞれ特別職、知事以下、副知事、出納長、年間の報酬はどれだけの差が出ますか。我々含めて。

○稲用人事課長 今回の改定によりまして、年額ベースでいきますと約3,800万の減額ということになります。

○緒嶋委員 一人一人の減額幅を知らせてください。

○稲用人事課長 調べます。

○萩原委員長 しばらくお待ちください。

課長、8ページにずっと議長から知事から書いてありますよね。この横の方に、こうきた結果こういう数字になるんですよという一覧表はできないんですか。

○稲用人事課長 資料では用意しておりませんが、それを後ほど用意してお届けしたいと思います。よろしいでしょうか。

○緒嶋委員 そういうのは具体的に最初から資料として出すべきだと思うんですね。報酬と、年間こうなりますと。

それと、今度は退職金も変わるわけですね。こういうことで幾ら変わりますと。そしてまた知事は半額になっておるわけですね。副知事とか出納長はその額は……。やっぱり三役は、知事の意向を体して副知事、出納長になられたんだから、やはり私は一緒の減額率じゃないとちょっとおかしいと思うんですね。それから、退職金が幾らになるのか、前のと現在。全国的には知事は退職金は要らんという知事も出てきているわけですね。財政が厳しい中で、特に、副知事さんにしても、退職金が4年間で恐らく2,000万か3,000万出る。皆さん方30年、40年勤めて退職金が幾ら出るんですか。部長と課長の標準的な退職金を出してみてください。やはりこれだけ厳しいという中であれば、我々の年金もいろいろ問題があるということで修正されておるわけで、そういうものを含めて、やっぱり県民が主役の県政、厳しい中でも県民のためにサービスを提供するためには、我々もそういう気持ちで努力しておりますというのがなきゃ、やはり私は県民は理解しないと思うんですね。そういうものを含めて厳しい態度で臨まなければいけない。知事はそういう気持ちで自分の退職金も半分にしておるわけです。ところが、副

知事、出納長はそのままですよ。そうすると差はどれだけあるか、そこ辺も含めて資料を示していただきたい。そういうものがなければ審議にはなりませんよ、これは。私はそう思います。

○稲用人事課長 後ほど資料で提出したいと思います。

○由利委員 関連ですが、例えば、職員給与の場合は人事委員会ですか、あそこが出す場合に、国の人事院が、例えば中小企業なんかですね、民間企業に準拠してとこういうようなことで、100人規模の企業、中小企業の給与を参考にしてといったのが、それが今度は50人規模の企業を参考にしてというような、そういった基準になるものが結構あるじゃないですか、そういったことで出してくると思うんですが、この特別職の諮問に対する答申を出す場合には、何を基準にしてこういった額が出てきたのか、マイナス率が出てきたのか、その辺ちょっと教えていただきたい。

○稲用人事課長 改定率といいたいでしょうか、改定額につきまして御審議いただきますときに、審議会の方から我々の方に、審議の土台になります資料を示してくれということがありまして、それは、1つには、一般職の改定率がどういふふうになっているのかということと、ほかの各県の状況がどうであるのかということ、そして、あと、国の特別職の給料の状況がどうであるのか等々をお示ししまして、その中で最終的に今回のような数字の答申になったと。

○由利委員 これは僭越ですから、我々が言うことじゃないでしょうけれども、そういった審議会の方たちがいろいろ考えてやることですからね。しかし、事は私どもの報酬にかかわることだからやっぱり言いたくなるんですが、結局ですよ、我々議員にしてみれば、現行の報酬と

いうものが一つ基準になっていて、それから上げましょう、下げましょうという判断だろうと思うんですね。当然だと思えます。現行の報酬は何を基準に決められたかという、やっぱり過去のもろもろの要素、その時代時代いろんなことがあって決まってきたんですね。だから、一律に現在の議員の報酬が高いんだとか安いんだとかということは僕は言えないと思うんですね。この答申をする際の基準になるものというのが非常にあいまいもことしているんじゃないかなというふうに思いますね。根本的な議論をするんだとしたら、じゃ、地方議員の、県会議員、市町村会議員の報酬というのは一体どの程度が妥当なんだということが一つ出てきた上でということが本来はあるべきなんだろうなと思うんですけれども。やっぱり実際生活して、それは議員が勝手に活動していることだから、そんな経費は審議会は考えませんよというけれども、我々日常のいろんな活動をしていくとなかなか厳しいんです、本当のことを言うと。今回だってさっき言ったダブルパンチですよ。約10万近く下がるわけですね。議員はもともとその程度もらっているから、10万ぐらいどうってことないだろう。30万の給与の方が10万といたら大きいだろうけれども、議員は80万だから、そのうちの10万ぐらいはいいだろうといったって、10万は10万なんです。だから、その辺のところもう少し何か明快な基準があってもいいのかなと。きょうマスコミの方もお見えでありますけれども、その辺のところを、ただ単に議員の歳費が高い高いなんていうような感じではなくて、その辺の生活実態とか活動実態を見極めた上でどうなんだということが本当は欲しいなというような感じが、手前みそですか、愚痴を言いました。すみません。

○坂元委員 前から思っていたんですけど、私は余り議長車とか公用車にも乗らないで、議長公舎にも住まないでと、極力財政に負担かからないように努力しているんですが、そういう意味から言えば、緒嶋議長とか米良議長あたりの時代と違って、私は非常に怠惰な議長を送ってしまして、行事なんかには極力出ないんですが、ただ、なぜか副知事と議長と一緒になんです。出納長と副議長と金額は一緒というこのベースが、あれだけ体操なんかで一生懸命動いておられる副知事とこの怠惰な議長と一緒にというのはおかしいと思うんですが、長年の何か慣例があるんですかね。ということは、職務内容とかそういうふうなものが我々に聞かれたこともないし、精査されたこともないのに、なぜそうやって一緒なのかというのは長年の疑問だったんです。それをちょっと教えてください。

○稲用人事課長 もともとどういうことで同じ額になったのかというのは、はっきり言いましてちょっとわからないところがあるんですが、全国的にも、同じ額であったり、違ったりということはあります。今回の改定につきましては、審議会の審議の中では、基本的に知事の給与額についてどうするかというのを決めまして、その改定率をもとに、ほかの議員の報酬である、あるいは副知事等の給与であるという改定率を決めていったということで、結果的にもとの額が一緒だったものですから、同じ金額になったということで、もともとについてどういう積み上げかというのは、申しわけありません、ちょっとわからない……。

○坂元委員 だから、それを審議会の人たちに聞きたいなとは思っていたんですね。そうであれば、知事の報酬がもとになっているのであれば、議案の名前も、知事等の特別職の

給与等についてと。何か議会の議員の給与等という議案の名称からしてちょっとおかしいかなと思ったもので聞きました。それについては審議会の人たちに聞いておいてください。

○萩原委員長 時間も12時前になったんですが、人事課長、個人別じゃなくて職業別ですね、8ページ、これの先ほどの数字を全部出していただくのと、そして、退職金があるかないかも書かにゃいかんです。大方の県民は議員も退職金があるぐらいの感覚だから、議員は退職金はなしとか、そういうのも全部書いた一覧表を、1時半ごろまでにできますか。

○稲用人事課長 作成してまいりたいと思います。

○萩原委員長 それでは、1時半まで休憩をいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 では、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時28分再開

○萩原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○稲用人事課長 お手元に資料をお配りさせていただきました。説明をさせていただきます。

特別職の報酬等改定の影響についてということで、まず、報酬等の改定の影響ですが、1番目が、本来の額としまして年収ベースで比較しております。現行の年収と改定後の年収の比較ですが、議長が1,666万800円が改定後は1,569万9,600円ということで、96万1,200円の減ということですが。退職手当のところはあるものは「有」、ないものは「無」で書かせていただいております。副議長が1,505万8,800円から1,425

万7,800円ということで、80万1,000円の減です。議員が1,313万6,400円から1,249万5,600円ということで、64万800円の減になります。知事は2,098万6,200円が1,986万4,800円で、112万1,400円の減ということになります。副知事が1,666万800円が1,569万9,600円ということで、96万1,200円の減であります。出納長が1,505万8,800円が1,425万7,800円ということで、80万1,000円の減となります。以下の説明については省略をさせていただきます。

次のページをお開きください。現在、特例減額を実施しております。この特例減額を実施している現在の額と、改定後の額について特例減額を引き続き実施した場合の比較でございます。議長が1,603万6,800円が1,511万1,600円ということで、92万5,200円の減となります。副議長が1,449万4,800円から1,372万3,800円ということで、77万1,000円の減であります。議員が1,264万4,400円が1,202万7,600円ということで、61万6,800円の減であります。知事が1,941万4,200円が1,837万6,800円で、103万7,400円の減であります。副知事が1,603万6,800円が1,511万1,600円ということで、92万5,200円の減となります。出納長が1,449万4,800円が1,372万3,800円で、77万1,000円の減であります。

以下、説明は省略させていただきます。次のページをごらんいただきたいと思います。退職手当に関する影響です。三役につきまして、知事が現行額でいきますと4,401万6,000円が、新しい額でいきますと4,166万4,000円ということで、235万2,000円の減となりますが、特例減額50%ということですので、その半分の額になるのが括弧で書いてあるものです。副知事につきましては、現行の2,496万が2,352万ということで144万円の減、出納長につきましては、1,804

万8,000円が1,708万8,000円ということで96万の減ということになります。その他のところもござりますが、説明は省略をさせていただきます。

資料の説明は以上でございます。

○萩原委員長 御質問はありませんか。

○緒嶋委員 そういうことであれば、我々は年間にすれば、特別職の改定だけならば、議員の立場でいうと64万であるのが、もう一つダブルパンチということであれば、またさらに61万6,000円の減額、合わせて120万の減額になるということになるわけですね。

○稲用人事課長 おおよその金額としてそういうような形になります。

○緒嶋委員 それと、やはり問題なのは、こういう減額を我々は承認せざるを得んというふうに私個人は思っておるんですが、ただ、皆さん方含めて、日当も200円になっておると、いろいろ厳しいわけですね。そういう中で、知事は退職金を半分にしておるのに、これで見ると副知事の方が退職金は高くなるわけですね。結果としては、4年務めれば、知事の公務といろいろな政治的な役割とか含めた場合に、退職金が現実として副知事の方が多いということは、私はこれはいかがなものかなと。本当は知事が、三役は自分と一緒に退職金の割合にしてほしいということを最初に私は言うべきだったと思う。自分が議会承認を得る前に。そういう形でやられると一番すっきりしておったのではないかと。私は減額して知事になりましたと。しかし、副知事、出納長はそうはしませんというような形の、結果はそういうことになるわけですね。こういう形がいいのか。皆さん方30何年も勤めて2,300万も退職金をもらわん人も、ちょっと失礼な言い方だが、おられるのじゃないかという気もするとですね。それが4年間でこれだけも

と。財政が厳しいから予算はありませんと言いながら、4年務めれば2,350万副知事には退職金をやるとですよということを、県民の目線で県民が納得するかどうか。年収にすれば500万は年収はふえる。4で割ればそういうことになるわけですね。副知事の報酬は4で割れば500万以上年収がふえたと同じこと、4年間をトータルしてみれば。やっぱりここ辺を考えにや、財政改革で経費節減と言いながら、皆さんの退職金も減ってきておるわけですから、そういうことを考えたら、この退職金そのものを見てもいいのかどうか。この判断は、総務部長、人事課長、どう考えますか、このことを。

○稲用人事課長 報酬等審議会に今回諮問する中で、報酬等の額につきましてその辺を諮問いたしました。答申いただいたんですが、それとあわせて、御意見を伺うということで、退職手当を含めました給与体系についての御意見を伺いました。その中で、国の特別職あるいは民間との比較の中で、これは知事を例にして御意見いただいたんですが、トータルの額としてそれがバランスを崩しているとはまでは言えないけれども、退職手当の割合が民間あるいは国の特別職と比べた場合に高くなっている。それで、今後見直しをする場合には、給与全体の水準ということも考慮しながら、退職手当については見直しを検討すべきであるという御意見をいただいております。この退職手当の問題につきましては、財政経済諮問会議なんかでも、首相が知事の退職金は高いんじゃないかとかいうような御意見もありましたので、そういうことの中で今回審議会の御意見を伺ったわけですが、トータルの給与水準といいたまいますか、全体とのバランスの中で考えていかないといけない問題かなというふうには考えております。

○緒嶋委員 やはりこれは、財政改革の途中では退職金は要らんという知事も出てきているわけですね、はっきり言って。だから、私は、退職金をゼロにしろとは言わないけれども、やっぱり知事、副知事、出納長のバランスというのは当然考えなきゃ、結果として知事よりも副知事の方が退職金は多いということを、県民としては、それはそのとおりだというふうにみんなが納得するのかどうか、そういうことを含めた場合には、これは三役の政治判断ですわね、自分自身として。職員に対して経費節減に努めてください、しかし、私は退職金は決められたとおりにもらいますというようなことです、これは。それでいいのかと。みんなで痛みを分かち合う、そして県民の目線で物を考える。私もこれは言いにくいんです、本当は。しかし、だれかが言わなきゃ改革にならんですよ、これは。我々も痛みを伴う。月10万ずつ減額となってもそれはやむを得んと。みんなが納得せざるを得んと思うんです。現行どおりだ、諮問は反対だと気持ちで思っている人もおるかもしれんけど、それは思ってもそれを実行するわけにいかん。やっぱり減額を承認せざるを得んと私は思うんですね。そういう中で退職金も含めてやはり適正などうか、現状に合ったものに改革していく、そういう中で県民にも痛みを理解してもらう、そういうことが私は当然必要じゃないかなというふうに思うので、これは総務部長も知事以下の皆さんと、私も知事にも、副知事にも、出納長にも言いにくいですが、ある意味では。しかし、これを黙って見逃すわけにはいかんと、そういう気持ちがあるので、皆さん方もそうでしょう、今、出張しても赤字になる中で、退職金だけ副知事、出納長は丸々もらえますということ、皆さんそれでいいと思いますか。どうですか、総

務部長。

○河野総務部長 今回の改正内容は、今、人事課長が申しましたような報酬審議会の議論、むしろポイントは年収と退職金の割合、総理大臣との差なりということだったわけですが、ただ、結果として、今、緒嶋委員御指摘のような退職金の状況があるわけですので、ただいいただいた御意見、しっかり受けとめて三役にも伝えてまいりたいと考えております。

○萩原委員長 ほかありませんか。

なければ、僕が。総務部長、俗に言うあなたは東京から来た、ちょっとステージの高いところから来ているんだけど、よく国家の役員の天下り先というじゃないですか。天下って退職金2,000万、3,000万と。わずかそこに2年か3年か4年かおって。平たく言えば、この3ページのその他、常勤監査委員、企業局長、教育長、病院局長というのも、言えば天下りですよ。だから、この方々も役人生活のときには長年勤めて2,500万か3,000万もらっただろうけれども、わずかそこに数年、長くて4年おってこれだけの退職金というのはどうなのかなという感じもしないでもない。

それで、よく我々議員の方でも、県会議員はあるいは市会議員はそんなに金要らんじゃないかと、こうおっしゃるんだけど、日本の社会というのは、今度の総裁選挙でもきずなという話がありましたけれども、我々は地域社会といろんなきずなで結ばれておるわけですね。知事とか、議長は余り渉外費を使っていないみたいだけれども、我々議員は、日常生活する上で冠婚葬祭からいろんなきずなでつながっているから、大変な出費が実際現実に要るわけです。それを一切自分の報酬の中から出すわけです。

ちなみに僕は毎月20～30万かかっています。年間押しなべて言うと。出すな出すなと言うけれども、結婚式呼ばれてただで行くわけにいかんですよ。皆さんが3万と言えば3万出さにかいかん。実際そうなんです。これはざっくばらんな話、結婚式に呼ばれて、「おめでとう」と言葉では言うけど、あいた、また3万かと。そういうのが頻繁に来るんですよ。年間通すと30組が多い人は40組ぐらい来るでしょう。そのほかに、都城とか多いところは、七草だ、成人祝いだ、就職祝いだ。そうなると呼ばれてただで行くわけにはいかん。やっぱりそれなりの社会常識上はやるわけです。皆さん笑っていらっしゃるけれども、現実はそのなんです。僕は市議会からことしで30年目ですけども、市議会議員を引退したほかの人の末路を見ると、引退後、生活保護を受けようかという人がおるんですよ、たくさん。昔は田地畑畑を売ってでもやりよった時代ですよ。ところが、政治の世界から引退した人たちはそれはかわいそうな世界ですよ。なぜそれじゃおまえたちはその議員をしているかと、こう問われると返す言葉はないかもしれないけれども、余りにも何かというと議員に対して結構冷たいですね。一般の人はほとんど、県会議員といったら、年金があるじゃないかとか、退職金もあつとじゃないかというふうに勘違いしている場合も非常に多い。

ですから、私は、天下りの話から進んできたけれども、例えば、監査委員とか、企業局長、教育長、病院局長というのは、皆さん方が何十年か40年ぐらい勤めた金額の半分ぐらいに近い退職金ですよ。そういうのが必要なのかわるか。僕はその辺も一回検討する必要があるんじゃないかなと、こう思うんですよ。痛みを分けるというのであれば。そういうことも含めてひと

つ御検討を、なかなか知事には言いにくいでしょうけど、皆さんは。委員会で出ましたがというふうにしてお話……。

○河野総務部長 ただいまいただいた御意見も含めて、しっかりその点は伝えまして、今後のあり方というものを検討してまいりたいと考えております。

○新見委員 先ほど追加でいただいた資料についてですが、要するに我々の5%の減額の特例は来年の4月29日までですね。今回上がっている条例の一部改正する条例については10月1日からの施行ですね。ここ辺を考慮しての数字ですか。違いますよね。

○稲用人事課長 資料でお示しいたしましたのは年収ベースで換算したものでございます。

○新見委員 年収という考え方だったら、4月から翌年の3月までという考え方ですが、途中から改定があるわけですから、先ほど緒嶋委員が言われた合計で120万という考え方じゃないですね。

○萩原委員長 ほかありませんか。

その他の報告事項について何かありませんか。

○日高危機管理室長 先ほど説明いたしました台風13号の被災状況の中ですけども、私の発言内容に一部誤りがありましたので、修正をさせていただきます。

別冊資料の2ページの(2)の住家被害のところでありましてけれども、表の一番下の方になります非住家被害、これが、私が、5棟増加して89棟になったと申し上げましたけれども、実際は資料のとおり、当初が89で、それから5棟減少しまして84棟、資料の数字、これが正しい数字であります。以上、訂正させていただきます。

○野辺委員 新たな財政改革に向けてというこ

とで、その中で、県債残高が18年度末に9,072億円になるということになっているようですが、当該年度の起債の見込みが730億円で、当該年度元金の償還が720億円ということになっていますが、その中で災害の復旧債は51億円余り出ているんですが、これがなければ今が県債残高はピークに達しておるといことになるんですかね、ちょっとよくわからんとですけど。

○和田財政課長 県債残高のピークについてでありますけれども、おおむね現段階で9,000億円ぐらいと、これで大体おおむねピークに達しておりますして、今後はこの9,000億円台から、どちらかというこの水準から減少するかどうかというあたりに来ているのかなというような状況でございます。

○野辺委員 だから、ことしみたいに災害復旧債とかいうのを組まなければ、来年から下がってくると見ていいんでしょうかね。

○和田財政課長 今、野辺委員からも御指摘ありましたけれども、当然災害等が起こりますと災害復旧債を新たに下さなきゃいけないというようなこともありますし、また、一時的に財政収支を改善するために退職手当債あるいは行革推進債、こういったものの活用もありますので、そういった状況を見なければなかなか申し上げにくいところでありますけれども、これまでのような大きな伸びというのは今後は基本的にはないだろうという見込みではおります。以上でございます。

○野辺委員 ことしの元金の償還見込みが720億円ですが、そのほか、公債費が878億円になっている。これは、利息とほかに何かあるんですかね、ちょっとよくわからんとですけど。利息以外あるんでしょうか。

○和田財政課長 内訳でありますけれども、元

金が720億余、それから利息が168億余ということで、この合計が889億余と、そういう状況になっております。

○野辺委員 そうなりますと、新たな財政改革で県債残高もピークに達しておると見た場合に、報告書ですね、これらを見ると、かなり県道、県道かどうかわかりませんが、瑕疵の事故が多いんですよ。ということは、県単公共事業が約半分以下にこの3年でなったわけですが、その中では、やはり県単の道路関係、特に維持管理費というのが大半を占めておると思うんですよ。そうすると、これ以上に県単公共事業を減らすということについては、やはりいろんな障害が出てくるんじゃないかと思っておりますが、その点についてはどのような考えで今後の財政改革に取り組んでいかれるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○和田財政課長 県単公共事業の中に占める維持管理費の割合というのは、確かに委員御指摘のとおり、大変割合としては今ふえているという状況は御指摘のとおりであります。ということもありませんし、いわゆる公共投資につきましては、先ほどの資料の21ページの投資的経費の考え方に示しておりますけれども、基本的にはこういった考え方に基づいて今後さらに総合的に検討していくという状況であります。

ただ、28ページの資料になりますけれども、まさに今600億円しか融通がきかないと、こういう状況の中で200億円以上の収支不足を解消するという、こういった観点も非常に重要でありますので、そういった厳しい状況も踏まえながら今後さらに検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○野辺委員 今言いましたように、県単公共事業等については、いろいろ厳しい状況であって

も特段の配慮をしていただきますよう要望しておきたいと思っております。

○緒嶋委員 投資的経費ですけど、29ページ、これは平成18年1,426億円、19年度も1,409億円という、余り減額はないような感じですが、これはこのペースで、投資的経費はほぼ18年度並みの水準で動くということであれば、県単を3割カットとかということはないということですか。

○和田財政課長 29ページでお示しをしています。すべの中期見通しにつきましては、すべてのものについて今の現状の水準で仮に置いた場合、こういうふうな財政になるだろうという見込みを示しているものでして、必ずしもこういう数字にするというわけでは、これはほかの例えば一般行政経費につきましても、投資的経費もそうですけれども、仮に現状の水準をこのまま維持した場合には、こういう200億円以上の財政収支不足が発生するという見込みでありますので、これを現状のところをどういうふうな改善していった減らすかというところを今考えているというような状況でございます。以上でございます。

○緒嶋委員 やはりできるだけ、それは一般的な行政経費を減らすということ、ここは努めにやいかんわけですけども、投資的なことは、県民生活、県の経済浮揚等いろいろ考えた場合に、私は今は、今度の一般質問、代表質問等でもあったように、相当皆さん限界に来ておると思うんですね。これはやはり一般行政経費をいかに軽減するかという最大の努力をしながら、投資的経費をいかに確保するかという視点は、知事は政治家で4年に1回選挙があるわけですから、我々もですが、そういう中で、投資的経費を私は減らします、行革をやりますだけでは、県民

の支持は、政治家としての支持はなかなか得にくいとですね。そういう点を含めて、投資的経費はできるだけ下がらないような知恵を出してもらおう。ある意味じゃ一時的に、今話も出ましたけれども、県債を場合によってはふやさざるを得ないことも考えながら、それはいいとは言いませんけれども、やむを得ん場合にはそういうことも含めながら、ことし、去年というのは災害復旧費があったから何とかつながついていったわけですが、災害はことしは延岡あたり、えびのあたりありましたけど、全体的には割と少ない年であったと思うんですね、今のところ、まだわかりません、今から。そういうことを考えた場合には、投資的経費はできるだけ最大限確保するという前提で努力をしていただきたいということ、歳入の増を図りながらというその手法を模索しながら努力していただきたいということを要望しておきます。

○萩原委員長 ほかにありませんか。ないようでしたら、その他のその他。

○坂元委員 ちょっと教えてください。行政改革で出先を総合事務所化するというのはいつだったですかね。

○米原行政経営課長 出先機関を総合事務所化する予定は今のところございません。今の分野別の事務所についてどうあるべきかということ、行革大綱のスケジュールでは来年度ぐらいまで十分検討をして、そして、そのあり方について結果を出してからというふうに考えております。

○坂元委員 仕事がどんどん減っていくのに機構が全然縮小されないということ自体が問題であって、予算が減るなら当然マンパワーというのも減る、組織も縮小されるというのが普通の考え方なんだけど、そういうのはまだ計画にのっ

ていないということ。

○米原行政経営課長 はい、そのとおりでございます。ただ、組織については、先ほど財革の考え方で御説明がありましたように、行政組織の見直しという中で、もちろん組織の統合も一つの選択肢ですが、例えばですが、内部管理事務とかこういうようなものを一元化するとか、同じように、事務事業で似たような目的でやっている、組織は別だけど、それぞれでやっているところといったところは、場合によってはその事務事業を見直すだけなのか、場合によっては組織まで一緒にしていくのかとか、こういった意味で幅広い観点から見直しをやっていくこととしております。

○坂元委員 それと、教えてもらいたいんですが、いつも高速道路で私の車を追い越していく660ccがおるんですね。あれだけ性能がいいのに軽自動車税4,000円ですよ。これはダブってかけることは税法上だめだということですか。

○萩原税務課長 ちょっと趣旨がわからなかったんですけど、基本的に軽自動車税と……。

○坂元委員 4,000円かね、軽自動車税は。それは市町村税ですね。県が2,000円つけて6,000円にして、環境的には環境負荷が非常に低いから軽自動車税の優遇しなけりゃならないという側面もあるけれども、あれだけ性能がよくて、高速道路だって料金が安いし、けれども、簡単に3,000ccを追い越していくぐらいの性能を持っているあの軽自動車に、県もちょっと金をもらったらどうかなとした場合ですよ、税法上できるかどうか。

○萩原税務課長 これは地方税法で定めておまして、軽自動車につきましては市町村課税ということで、県では課税できないようになっております。

○坂元委員 それと、去年は生活緊急支援金20万円を払ったのに、ことしはえびのに払わないというのを、有識者の皆さん方の御意見というふうに知事は何回も言われるわけですね。この有識者とは一体どういう人を有識者と言うんですかね。要するに知識がある人、つまり県会議員は無識者で、例えばですよ、どういう人たちを有識者と。

○河野総務部長 今、手元に正確なものを持っておらないんですが、福祉保健部の方で設置をしまして、こういった災害に対する支援のあり方というものを検討いただきまして、その中で、市町村代表もあつたかと思いますが、学識経験者、大学の先生とかですね、そういった方々も含めて御意見を伺ったその結果ということでございます。

○坂元委員 それは、災害支援のあり方についての何とかという条例か何かに基づく組織があるの。それとも、全く知事のポケットマネーから出された私的諮問機関なの。

○佐藤危機管理局長 条例設置の審議会等ではございません。

○坂元委員 条例で決められている審議会じゃなくて、有識者の会というのは私的諮問機関ということなの。例えば、中央省庁が、竹中の私的諮問機関とかあるでしょう。あれ、私的だというけど、本当は税金を入れているわけですね。だけど、法律に基づいていない諮問機関ということだと私は思っているんですよ。災害に関する有識者の方々は何なの、それ。ポケットマネーでつくった有識者会議。

○佐藤危機管理局長 直接所管しておりませんので、あやふやなところがあつたら御容赦いただきたいと思うんですけども、広く災害関係の意見を各界から聞くということで、ボランテ

ィア活動をやっておられる方とか、先ほど部長が申しあげましたけれども、学識経験者、あるいは市町村代表、私もちょっと確認できませんけれども、そういう方々から幅広く意見を聞きたいということで、そういう会合を持って意見を求めたということでございまして、先ほど申しあげました条例設置でもございませんし、きちりした審議会という形のものでもなかったのではないかなというふうに理解しております。

○緒嶋委員 その被災者生活緊急支援、昨年の事業で緊急にやられたと。ことしはだめだと。鹿児島県はこの制度をつくったわけですね。鹿児島県のは恒久的な被災者生活支援金の支給というようなことで、4億円を県が2分の1、市町村が2分の1でつくった。去年の場合は、宮崎県は専決処分です。事を進めて去年に限ってと言われる。えびのの方は宮崎県の一部だから、広域でないからしない。川内川全体で見れば、向こうは何千人もやられておるわけですね。えびのでは、隣は鹿児島県であったから20万円の支援を受けた。宮崎県側は支援を受けない。そういうはざまにおる人は、宮崎県の行政は何かというふうに。広域じゃないからやりませんと。一戸一戸の被害を受けた立場で、個人の立場で見れば、広域だろうが小規模だろうが関係ないわけですね、一人一人の被害と。広域だからやったという根拠が、去年のあれ、私もどうも納得がいかんまま、今度の議会でも一般質問で皆さんが言われるし、またあしたも延岡の市長が被災者の救援についてのお願いでいになるというような話も聞いておるんですけれども、県民サイドからもっと理解できる、納得できる説明というのは知事もしていないと私は思うんですね。今度、県議会の方で被災者に対する支援制度の創設を求める決議を全会一致で採択にな

ると思うんですよ。これは採択されても、県はやっぱり県の考えで県議会の意向を無視されませんか。

○河野総務部長 私どもとしましては、そういうさまざまな方面からの御意見を伺いまして判断をしてまいりたいと考えておりますので、県議会の総意としてそういう決議がなされるということでありましたら、それを真摯に受けとめて今後について検討してまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 ぜひやはりそういう点は、県の態度は今までは今まではそれは仕方はないと思うんですけど、やはり県民サイドの、県民の目線というのも十分理解しながら行政を進めなければ、県民が主役だと知事が言われる気持ちと県民が受ける気持ちというのは乖離してくるわけです。そこ辺は言葉だけの県民主役ではいけないわけであって、本当に県民主役の県政を進めるように私はぜひ、これは事務当局がフォローしてやらにゃいかん。財政的な立場だけで知事にこう言うって下さいというようなことではいかんと思うんです。知事はあくまでも政治家という大きな使命感があるわけですので、政治家としての責任をどう果たされるかと、これが私は事務当局の一面では考えなきゃならない視点だというふうに思いますので、そこあたりは十分考えながら県政を推進して、本当に県民が県民主役の県政であるという理解をするような県政を進めてほしいということを強く要望しておきます。

○野辺委員 関連でちょっとお話しさせていただきたいんですが、実は、私、11月の議会で、災害はいつ、どこで起こるかかわらんから、やはり県としては基金等を造成すべきじゃないかという質問をさせていただいたんですよ。その

中で、市町村の振興会ですか、本当は地域生活部の市町村課ですけど、総務部長がいらっしゃるから、ここでちょっと話ささせていただきたいんですけど、あそこは100億ぐらいの基金を持っておるんですよ。それを貸し出しをしているんですよ、今。その基金はほかの起債で私は対応できると思うんですよ、市町村に貸し付けせんでも。高岡町が1回5億円ぐらい借られましたけれども、あれは宝くじの還元金ですから、あれで毎年5億ぐらい入っているんですよ、市町村協会に。県も28億円ぐらい入っているはずなんですよ。それは災害なんかに使えとなっているから、これをもとに基金を造成せんと、やはり、こういういつ何どき、どのような災害が県内のどこで発生するかわからないから、考えたらどうですかという提案をしたんですけど、ぜひそのことを総務部長、宝くじ還元金が県にも年間28億円、市町村にも5億ぐらい入りますので、それを積み立てしていますよ。市町村の振興協会というんですか、あれは貸し出しをやめて、ほかの起債で対応できるんですから、その辺ちょっと県の方が音頭をとって、100億ぐらいの基金をつくったらどうですか。そのことはひとつ私としてもぜひ要望しておきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○萩原委員長 それと関連ですけど、やっぱり公平公正でなきゃいけないですよ。きのうの本会議ですかね、知事も非常に苦しい答弁だったと思うんですよ。全県下に広域的に影響を及ぼす場合、県の経済にいろんな影響を及ぼすからということでしたけれども、こうなると県際の人たちは災害を受けても広域的に入らんわけです。ところが住んでいるのは宮崎県人なんだから、行政というのは公平公正を原則だから。ですから、出さなきゃ出さないで最初から去年

やらなきゃよかったわけです。一たん出してしまった以上は前例が前例でならなくなってしまう。そうであれば、やっぱり等しく同じ床上浸水を受けた。例えば、死者が出たときには非常に大きく取り扱って、死者が出なくて例えば床上浸水したとか家屋が崩れたというときには余り重要扱いしない。それでは公平公正じゃないと思います。その辺を含めて、公平公正を原則とするならば、広域であろうがなかろうが、一たんそういうことをつくった以上は、野辺委員がおっしゃったように、本当に県民がたとえ局地的であってもあすの生活に困るようなときには、やっぱり温かい手を差し伸べてやるのが元気の出る宮崎じゃないかなと、こう思うんですよ。その辺も十分に配慮して考えていただきたいと思います。

ほかありませんか。

ないようでしたら、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆さんには御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時7分再開

○萩原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会の日程の最終日に行くこととなっておりますので、明日行いたいと思います。

開会は、できましたら、午後1時5分からしたいと思います。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後2時8分散会

平成18年9月22日（金曜日）

午後1時5分開会

出席委員（8人）

委員	長	萩原	耕三
副委員	長	満行	潤一
委員		緒嶋	雅晃
委員		米良	政美
委員		坂元	裕一
委員		由利	英治
委員		野辺	修光
委員		新見	昌安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤	安彦
議事課主任主事	古谷	信人

○萩原委員長 ただいまより委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案につきましては、各議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 では、議案第1号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」及び議案第28号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、一括採決いたします。議案は可決の方向でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 全会一致で可決をいたしました。ありがとうございました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として特に御要望はありますか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時8分休憩

午後1時12分再開

○萩原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

休憩中の御意見等も踏まえて……、一任しているからよろしいですね。それでは、委員長報告は正副委員長にお任せいただくことで御了解いただきました。ありがとうございました。そのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 11月7日はほかの委員会も全部するんでしょう。閉会中の委員会について開催することには御異議ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 内容についてはお任せいただき
たいと存じます。では、11月7日に委員会を開
催いたすことにします。

そのほかにないようでしたら、以上で委員会
を終了いたしたいと思いますが、よろしゅうご
ざいますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、以上をもって委員会
を終わります。委員の皆様お疲れさまでした。

午後1時13分閉会